

ご存知ですか **固定資産税**

毎年1月1日に土地や家屋（固定資産）などを所有している方が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、所在する市町村に納める税金のことです。

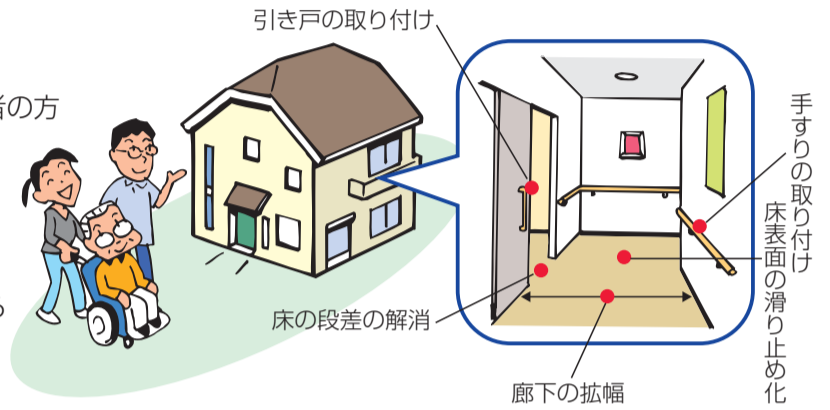
家 のこと

高齢者等居住住宅をバリアフリーにすると 固定資産税が減額されます 住宅を耐震改修すると

65歳以上の方、要介護又は要支援の認定を受けている方、または障がい者の方が居住する住宅をバリアフリー改修した場合、その家屋に係る固定資産税が減額されます。

減額の対象

- ◆小平市内に平成19年1月1日に所在している住宅
- ◆工事の完了時期が平成19年4月1日から平成22年3月31日までの住宅
- ◆次のいずれかの方が居住する既存の住宅
 - ①65歳以上の方 ②要介護又は要支援認定を受けている方 ③障がい者の方
- ◆高齢者等居住改修（バリアフリー）工事を施した住宅
 - ①廊下の拡幅 ②階段のこう配の緩和 ③浴室の改良
 - ④便所の改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消
 - ⑦引き戸への取り替え ⑧床表面の滑り止め化
- ◆高齢者等居住改修の工事費が30万円以上のもの（補助金や介護保険からの給付などを除いた後の金額）
 - ※賃貸住宅は対象外です。
 - ※新築住宅軽減や耐震改修減額との同時適用は受けられません。



減額の期間

工事の完了時期	翌年度からの減額年数	減額の内容
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	1年度分	改修家屋全体にかかる固定資産税の1/3

減額の対象床面積

1戸当たり100平方メートル相当分まで

申請方法

高齢者等居住改修後、3か月以内に申請が必要です。必要書類など詳細については、税務課家屋評価係までお尋ねください。

※都市計画税は対象外です。

住宅を耐震基準に適合して改修した場合、その家屋に係る固定資産税が減額されます。

減額の対象

- ◆小平市内に昭和57年1月1日以前から所在していた住宅
- ◆工事の完了時期が平成18年1月1日から平成27年12月31日までの住宅
- ◆建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合するよう一定の改修工事（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕または模様替え）を施した住宅
- ◆耐震改修の工事費が30万円以上のもの（壁の張替えなど耐震改修に直接関係のない費用は含みません）
 - ※高齢者等居住改修減額との同時適用は受けられません。



減額の期間

工事の完了時期	翌年度からの減額年数	減額の内容
平成18年1月1日から平成21年12月31日まで	3年度分	改修家屋全体にかかる固定資産税の1/2
平成22年1月1日から平成24年12月31日まで	2年度分	
平成25年1月1日から平成27年12月31日まで	1年度分	

減額の対象床面積

1戸当たり120平方メートル相当分まで

申請方法

耐震改修後、3か月以内に申請が必要です。必要書類など詳細については、税務課家屋評価係へお尋ねください。



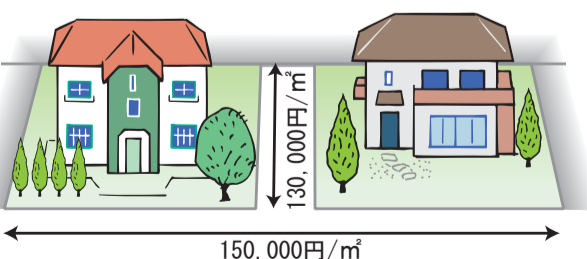
※都市計画税は対象外です。

早く耐震改修するほど減額の適用を長く受けられる仕組みです。

土地 のこと

「路線価」って何ですか？

路線価とは、それぞれの道路に接する土地の1平方メートル当たりの標準的な価格をいいます。路線価は、道路の幅や駅からの距離など、その道路のさまざまな状況によって異なります。市や税務署は、この路線価を基に土地の評価額を求めています。



路線価には2種類あり、固定資産税（市税）の評価額を計算するための固定資産税路線価と、相続税や贈与税（ともに国税）の評価額を計算するための相続税路線価があります。固定資産税路線価は、新聞などでよく目にする公示地価のおおむね7割、相続税路線価はおおむね8割の価格に設定されています。固定資産税路線価は3年に1度（次回は平成21年度）、相続税路線価は毎年（8月ごろ）改正されます。

路線価や公示地価は市役所で公開しています。

この面に関する 問合せ

小平市財務部税務課
 家屋評価係
 ☎042 (346) 9525
 土地評価係
 ☎042 (346) 9524